

2007 年日本政府年次報告
「石綿の使用における安全に関する条約（第 162 号）」
（2006 年 8 月 11 日～2007 年 5 月 31 日）

1. 質問 I について

（1）本条約の規定を実行する法令・規則等は以下のとおり。

- ・労働安全衛生法（1972 年法律第 57 号）
- ・2005 年労働安全衛生法附則（2005 年法律第 108 号）
- ・労働安全衛生法施行令（1972 年政令第 318 号）
- ・労働安全衛生規則（1972 年労働省令第 32 号）
- ・石綿障害予防規則（2005 年厚生労働省令第 21 号）
- ・作業環境測定基準（1976 年労働省告示第 46 号）
- ・作業環境評価基準（1988 年労働省告示第 79 号）
- ・防じんマスクの規格（1988 年労働省告示第 19 号）
- ・じん肺法（1960 年法律第 30 号）
- ・じん肺法施行規則（1960 年労働省令第 6 号）
- ・労働基準法（1947 年法律第 49 号）
- ・労働災害防止団体会法（1964 年法律第 118 号）
- ・労働政策審議会令（2000 年政令第 284 号）
- ・労働者災害補償保険法（1947 年法律第 50 号）
- ・国家公務員法（1947 年法律第 120 号）
- ・国家公務員災害補償法（1951 年法律第 191 号）
- ・地方公務員災害補償法（1967 年法律第 121 号）
- ・人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）（1973 年制定）
- ・人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について
（1987 年 12 月 25 日職福-691 人事院事務総長通知）
- ・船員法（1947 年法律第 100 号）
- ・船員法附則（1988 年法律第 39 号）
- ・船員法施行規則（1947 年運輸省令第 23 号）
- ・船員労働安全衛生規則（1964 年運輸省令第 53 号）
- ・船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令（1962 年運輸省令第 43 号）
- ・船員災害防止活動の促進に関する法律（1967 年法律第 61 号）
- ・鉱山保安法（1949 年法律第 70 号）
- ・2004 年改正鉱山保安法附則（2005 年経済産業省令第 20 号）
- ・鉱山保安法施行規則（2004 年経済産業省令第 96 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970 年法律第 137 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（1971 年政令第 300 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（1971 年厚生省令第 35 号）
- ・大気汚染防止法（1968 年法律第 97 号）
- ・大気汚染防止法施行令（1968 年政令第 329 号）
- ・大気汚染防止法施行規則（1971 年厚生省・通商産業省令第 1 号）

（2）本条約の批准と国内法令との関係について

報告事項なし

2. 質問 II について

我が国の憲法第 98 条第 2 項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しており、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文の規定はないが、条約が法律に優位するものと考えられている。

[第1条関係]

(第1項について)

労働安全衛生法、労働基準法、国家公務員法、船員法、鉱山保安法等に基づき、作業の過程において石綿へのばく露を伴う業務に従事する全ての労働者を対象として本条約が適用されることが確保されている。

(第2項、第3項について)

特定の経済活動部門又は特定の事業について、本条約の一部の規定を適用除外とすることは考えていない。

[第2条関係]

- (a) 通達により、「石綿」とは、繊維状を呈するアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトをいうと定めている。
- (b) 「石綿粉じん」の定義はないが、「粉じん」とはじん肺法第2条の通達により、「空気中に含まれる非生物体の固体粒子をいい、ヒュームも含まれるものであること。」と定義されている。
- (c) 「浮遊石綿粉じん」については、作業環境測定基準第10条の2第1項により定められたろ過捕集方法及び計数方法により作業環境の測定が行われるようになっており、同測定方法は、「その他これに相当する方法」に該当する。
- (d) 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場における作業環境測定の結果の評価は、作業環境評価基準第2条及び別表において、5マイクロメートル以上の石綿繊維を対象としている。
- (e) 「石綿への曝露」については、石綿障害予防規則第1条において、石綿から生ずるか、石綿を含有する鉱物、材料又は製品から生ずるか、また、浮遊して呼吸吸入される石綿繊維又は石綿粉じんによるものかを問わずすべて対象としている。
- (f) 我が国においては、生産協同組合に該当する組織は存在しない。
- (g) 「労働者代表」に関し、労働安全衛生法第18条第4項において、衛生委員会の委員の指名について、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名すること等が定められている。

[第3条関係]

(第1項について)

所要の措置は、労働安全衛生法、鉱山保安法、国家公務員法、船員法等により、規定される。

(第2項について)

第1項の国内法令に関しては、

- (1) 労働安全衛生法適用労働者については、2005年労働安全衛生法改正法附則第13条の見直し規定
 - (2) 一般職非現業国家公務員については、国家公務員法第28条第1項の情勢適応の原則
 - (3) 船員法が適用される船員（以下「船員」という。）については、船員法第110条
 - (4) 鉱山労働者については、2004年改正鉱山保安法附則第29条
- に基づき、それぞれ定期的な検討が行われている。

(第3項、第4項について)

本条約で定める特定の措置につき一時的な緩和を行うことは考えていない。

[第4条関係]

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生に関する事項について、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者により構成される労働政策審議会安全衛生分科会において、調査審議が行われている。

厚生労働省に置かれている労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応じて、労働政策に関する重要事項を調査審議することとされており（厚生労働省設置法第9条）、その所掌事務のうち、産業安全、安全衛生に関することは、同審議会の下に置かれている安全衛生分科会が調査審議することとされている。

る（労働政策審議会令第6条）。

同分科会は、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するもので構成されており、また、本条約の実施を担保する労働安全衛生法及び関連法令の制定、改廃等の重要事項については、厚生労働大臣は、同審議会及び分科会に諮問することとされている。

一般職非現業国家公務員について、保健及び安全保持に関しては、人事院の意見の申出に基づいて法律により、又は人事院が制定する人事院規則により定められるが、人事院は、意見の申出又は人事院規則制定に際しては、必要に応じ各省各庁の長又は職員団体等の意見を聴取することとしている。

船員について、船員法第110条及び労働組合法第19条の13の規定により、使用者委員、労働者委員及び公益委員から組織される船員中央労働委員会において、協議が行われている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第52条第1号、第54条第1項の規定により、中央鉱山保安協議会との協議が行われている。

これらの場において、本条約にいう「協議」が行われている。

[第5条関係]

(第1項について)

本報告第3条の法令の執行については、労働安全衛生法適用労働者において労働基準監督制度、一般職非現業国家公務員について人事院による基準の設定及び指導調整並びに監査及び監査に基づく是正、（教育等に従事する地方公務員については、人事委員会の監督を受ける。）、船員について船員労務官制度、鉱山労働者について鉱務監督官制度により確保している。

(第2項について)

労働基準監督制度は、全国323の労働基準監督署等に配置された労働基準監督官が、主に事業場に赴いて、労働安全衛生法、労働基準法等に基づく監督指導等を行う制度である。労働安全衛生法に関わる職務については、同法第90条に労働基準監督署長及び労働基準監督官が同法の施行に関する事務を司ること、第91条に労働基準監督官が事業場に立ち入る等の権限を有すること、第92条に労働基準監督官は司法警察員としての権限を有すること等を規定している。

また、労働安全衛生法に基づき、都道府県労働局及び労働基準監督署に配置されている労働衛生専門官が労働者の健康障害を防止するため必要な事項等についての指導及び援助を行うほか、労働安全衛生法第93条、第94条、第116条、第119条において、同法違反に対する罰則が設けられている。

人事院は、各省各庁における職員の保健及び安全保持の実施状況について随時調査又は監査を行い、国家公務員法又は人事院規則に違反していると認める場合には、その是正を指示する。人事院規則10-4に定める基準の設定及び指導調整並びに監査及び監査に基づく是正は、人事院においてそれぞれの業務を所掌する部署が行う。

船員労務官制度は、全国11箇所の地方運輸局等に配置された船員労務官が、主に船舶その他の事業場に赴いて、船員法、労働基準法に基づく指導等を行う制度である。

船員法第105条に船員労務官が同法の施行に関する事務を掌ること、第107条に船員労務官が船舶その他の事業場に立ち入る等の権限を有すること、第108条に船員労務官は司法警察員としての権限を有すること等を規定している。

船員法等に規定される措置をとらなかった者に対し、船員法第128条の2、第130条及び第135条において同法違反に対する罰則が設けられている。

鉱山監督官制度は、全国9箇所の産業保安監督部等に配置されている鉱務監督官が、鉱山労働者に対する危害及び鉱害を防止するため監督を行う他、同法等に違反し、かつ、保安に関し急迫の危険がある場合は鉱業権者に対して鉱業停止命令等の措置を講じる制度である。なお、鉱山保安法違反に対しては、鉱山保安法第60条、第61条、第62条、第63条において、罰則が設けられている。

[第6条関係]

(第1項について)

使用者が所定の措置の遵守義務を負うことは、本報告第3条にて挙げた法令において定められている。それぞれの規定は以下のとおりである。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第3条第1項により、事業者が単に労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するよう努めなければならないことが定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第3条により、各省各庁の長は、組織の必要に応じて指名した健康管理者を通じ、健康診断、面接指導を実施するなど、職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じることが定められている。また、各省各庁の長は、人事院規則10-4第14条の2により業務に起因する有害性又は危険性等について調査し、その結果に基づいて職員の健康障害等を防止するための必要な措置を講ずるよう努めることが定められている。

船員について、船員法第81条第1項により、船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならないことが定められている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第5条により、鉱業権者は、所定の措置の履行について責任を負うことが定められている。

(第2項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第30条及び第30条の2により、建設業、造船業及び製造業について、労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所によって行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整等の措置を講じなければならない旨、定められている。

船員について、船員労働安全衛生規則第1条の2の規定により、それぞれ別の使用者に雇用される船員が同一船内において作業を行う場合は、船舶所有者は船長に安全及び衛生に係る事項を統括管理させることが定められている。

(第3項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）について、労働安全衛生法令により、事業者は衛生委員会（労働安全衛生法第18条）等を設置することとされており、当該衛生委員会において、労働安全衛生法第28条の2第2項に基づく「危険性又は有害性等に関する指針」に従い、事業者は石綿等に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて労働者の健康障害を防止するため必要な措置（条約上の緊急事態に対処する手続きを含む。）を決定するよう定められている。同委員会等には、労働組合等の推薦に基づき指名された委員が含まれており、これは条約上の「関係ある労働者代表との協議」に該当する。

また条約上の「職業安全衛生機関」として、都道府県労働局等があり、事業者は危険性又は有害性等の調査等に当たり、必要に応じてこれらの機関の協力を得ることができる。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第9条、第12条及び第14条により、各省各庁の長は、健康管理について医師に委嘱して指導等を行わせ、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞き、及び緊急事態への対応規程を作成している。

船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は石綿等の粉じんによる船員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない旨が定められている。

また、船員労働安全衛生規則第43条により、船舶所有者は救急患者が発生したときは、必要に応じ

医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示に従って適当な措置を講じなければならない旨定められている。船員災害防止活動の促進に関する法律第11条により、船舶所有者は船員の健康障害を防止するための対策に関することを調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、安全衛生委員会を設けなければならない旨規定されており、安全衛生委員会の委員には労働組合又は船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるよう規定されている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第19条、第28条、第31条、鉱山保安法施行規則第40条第6号により、鉱山における保安の確保措置は、鉱業権者が保安規程に定めることとされている。保安規程を定め又は変更する時は、鉱山労働者を構成委員の一部とする保安委員会の議に付すか、又は鉱山労働者代表と協議する旨定められている。

[第7条関係]

次の措置により、本状を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法等により、石綿取り扱いに係る労働者の遵守義務規定が定められている（労働安全衛生法第4条、第26条、第66条第5項、石綿障害予防規則第14条第3項、第28条第3項、じん肺法第5条、第11条）。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第4条により、所属の各省各庁の長等関係者が実施する健康の保持増進及び安全の確保のために講じられた措置に従わなければならないことが定められている。

船員について、船員法第81条第4項により、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に必要な事項を遵守しなければならない旨規定されており、また船員災害防止活動の促進に関する法律第4条において船員の責務が規定されている。具体的に法令において船員の義務として定められていることとしては、保護具の使用（船員労働安全衛生規則第16条第2項）等がある。

鉱山労働者について、鉱山保安法第9条、鉱山保安法施行規則第27条により、鉱山において、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講じる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要事項を守らなければならない旨規定されている。具体的には、鉱業権者が定めた方法又は手順を遵守すること、保護具その他の鉱業権者から指示されたものを使用、着用又は携帯することを義務付けることである。

[第8条関係]

以下の措置により、使用者と労働者又は労働者代表との協力の措置が講じられている。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法等により、使用者及び労働者又は労働者代表の協力について定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第3条、第4条及び第14条により、各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くこととされているとともに、職員は、各省各庁の長が講ずる健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置に従うこととされている。

船員について、船員災害防止活動の促進に関する法律第3条により、船舶所有者は、船員の健康を確保する責務があることが定められ、また、同法第4条において、船員は船舶所有者その他の関係者が実施する船員災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならないとされている。さらに同法第11条に基づき、船舶所有者は船員の代表を構成委員の一部とする安全衛生委員会を設置し、船員の健康障害対策等に関し、調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせることが定められている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第28条、第29条、第31条により、鉱業権者は、鉱山労働者を構成委員の一部とする保安委員会を設置し、保安に関する重要事項を調査審議させ、鉱業権者に対し意見を述べさせることが定められており、また鉱山労働者代表と協議することとされている。

[第9条関係]

本報告第3条にて挙げた法令において、石綿への曝露を(a)(b)の措置により防止し、又は管理することについて定めている。

(a)について

労働安全衛生法適用労働者について、石綿障害予防規則第1条により、事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善等の措置を講ずるよう努めなければならないことが定められている。

一般職非現業国家公務員について、1987年職福—691第16条関係第1項により、各省各庁の長は、石綿の曝露のおそれのある作業を行うときは、上記石綿障害予防規則等の規定の例による措置を行うことと定められている。

船員労働安全衛生規則や鉱山保安法においても同様である。

(b)について

製造・使用等が禁止されている石綿等について、試験研究のために製造等を行う者は、労働安全衛生法令において、禁止解除手続きを行わなければならないことが定められている。(労働安全衛生法第55条ただし書き、石綿障害予防規則第47条、第48条)

また、労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法令において、事業者は

(1) 耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を届け出なければならないこと(労働安全衛生法第88条第4項、労働安全衛生規則第90条第5の2号)

(2) 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業(石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。)を行う場合における当該保温材等を除去する作業を行うときは、あらかじめ届書を提出しなければならないこと(石綿障害予防規則第5条)

等が定められている。

[第10条関係]

以下のとおり(a)(b)の両方の措置を講じている。

(a)について

労働安全衛生法適用労働者について、石綿障害予防規則第1条第2項により、事業者に対し、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替化するよう努めなければならないことが定められている。

一般職非現業国家公務員について、各省各庁の長が過去に製造された製品を用いて各種の試験研究を行う場合は、石綿若しくは一定の種類石綿又は石綿を含有する一定の種類製品について代替品の使用が可能なのは、できる限り代替品を使用するよう、人事院が指導している(なお、石綿製品のうち新規に製造される製品については、既に他の国内法令により制限が課されている。)

(b)について

労働安全衛生法第55条等により、石綿等について、製造、輸入、譲渡、提供又は使用を禁止している。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第16条の2第1項により各省各庁の長が過去に製造された石綿若しくは一定の種類石綿又は石綿を含有する一定の種類製品を用いて各種の試験研究を行う場合は、人事院の承認を得なければ、職員が使用することはできない。(なお、石綿製品のうち新規に製造される製品については、既に他の国内法令により制限が課されている。)

[第11条関係]

(第1項について)

労働安全衛生法第55条等により、クロシドライトの製造等の禁止が定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第16条の2第1項により、各省各庁の長が過去に製造されたクロシドライト及びその繊維を含有する製品を用いて各種の試験研究を行う場合は、人事院の承認を得なければ、職員が使用することはできない旨定められている（なお、石綿製品のうち新規に製造される製品については、既に他の国内法令により制限が課されている。）。

(第2項について)

労働安全衛生法令において、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合には、1に規定する禁止が緩和される。緩和のためには、あらかじめ当局の許可を受けること、当局の定める一定の基準を満たすこと等が必要となる。

[第12条関係]

(第1項について)

石綿の吹きつけ作業は労働安全衛生法第55条により、禁止されている。

(第2項、要請について)

本条約で定める禁止の緩和を行うことは考えていない。

[第13条関係]

使用者が権限のある当局に対し、通報を行うことについては、以下のように定められている。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法令において、事業者は

- (1) 耐火建築物等で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を届け出なければならないこと（労働安全衛生法第88条第4項、労働安全衛生規則第90条第5の2号）
- (2) 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物等の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業等を行うときは、あらかじめ届書を提出しなければならないこと（石綿障害予防規則第5条）
- (3) 厚生労働省令で定める石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業等を行うときは、あらかじめ届書を提出しなければならないこと（石綿障害予防規則第5条）

が定められている。

[第14条関係]

次の措置により、本条を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、石綿障害予防規則第32条により、

- (1) 事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。
- (2) 事業者は、容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取り扱い上の注意事項を表示しなければならない。

ことが定められている。

[第15条関係]

(第1項について)

作業環境評価基準により、「作業環境を評価するための他のばく露の基準」として、「管理濃度」を定めているところであり、石綿については、2006年4月1日より、長さ5マイクロメートル以上の繊維として、2本/cm³から0.15本/cm³へ改正したところである。

また、石綿障害予防規則第36条及び第37条により、事業者は、石綿等の取扱い等を行う事業場について、6月以内ごとに1回、定期的に、石綿の空気中における濃度を測定し、当該測定結果を管理濃度

と比較し、作業場の空気環境を評価しなければならないことが定められている。

(第2項について)

「管理濃度」については、技術の進歩、医学的知見の集積等を踏まえ、専門家を委員とする「管理濃度等検討会」を適宜開催し、見直しを行っている。

(第3項について)

労働安全衛生法適用労働者について、事業者のとるべき措置として

- (1) 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場については、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置等を設けなければならないこと(石綿障害予防規則第12条)
 - (2) 石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならないこと(石綿障害予防規則第13条)
 - (3) 石綿等を運搬、貯蔵するとき、粉じんが発散するおそれがないように堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならないこと(石綿障害予防規則第32条)
 - (4) 作業環境測定結果の評価の結果に基づき、作業環境を改善するため必要な措置を講じなければならないこと(石綿障害予防規則第38条、第39条)
- が定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第16条第2項により、各省各庁の長は、粉じんを著しく発生する業務が行われる場所については、定期的に勤務環境を検査し、検査結果について記録を作成しており、その結果に基づき適切に措置している。

船員について、船舶所有者の取るべき措置として船員労働安全衛生規則において、船内における作業環境の整備について努めなければならないこと(同規則第17条)、船内作業場所の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員の健康の保持を図るよう努めなければならないこと(同規則第29条)、また、粉じんを発散する場所で作業を行う際には、換気若しくは散水を行い、必要な保護具を使用させる等の措置を講じなければならないこと(同規則第60条)が定められている。

鉱山労働者について、鉱山保安法施行規則第10条第1号、第3号により、石綿粉じんの空気中への飛散を防止するための鉱業権者がとるべき措置として、石綿等の粉じんが発生し、飛散する作業場及び施設においては、集じん、散水、清掃、機械装置の密閉等の措置が講じなければならないことが定められている。

(第4項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、

- (1) 石綿障害予防規則第38条第1項により、作業環境測定結果の評価の結果、改善を要すると評価された場合には、事業者は、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じること
 - (2) 石綿障害予防規則第38条第3項により、事業者は、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること
 - (3) 石綿障害予防規則第44条等により、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場については、同時に就業する労働者の人数と同数以上の呼吸用保護具を備え付け、常時有効かつ清潔に保持しなければならないこと
- 等が義務づけられている。

なお、呼吸用保護具の規格は、「防じんマスクの規格(1988年労働省告示第19号)」により定められている。

一般職非現業国家公務員について、各省各庁の長は、1987年職福-691第16条関係第1項により、石綿へのばく露業務の行われる場所及び石綿へのばく露業務に従事する職員については、健康障

害を防止するため、石綿障害予防規則等の規定の例による措置を行うことと定められている。

[第16条関係]

使用者の責任については、次の措置により本条を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第22条により、事業者は、粉じん（石綿を含む）による健康障害等を防止するため必要な措置を講じなければならないと定められており、石綿取り扱い作業に係る具体的な措置事項については、石綿障害予防規則により定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第3条及び第16条第1項により、各省各庁の長は、所属の職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講ずるとともに、石綿業務の行われる場所及び石綿業務に従事する職員については、健康障害を防止するための措置を講じている。

船員について、一般的な船舶所有者の責務として、船員法第81条において、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し省令の定める事項を遵守しなければならないとされ、石綿取扱作業に係る具体的な措置事項については船員労働安全衛生規則（第17条、第29条及び第60条）において定められている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第5条、鉱山保安法施行規則第10条により、鉱業権者が粉じんによる人に対する危害の防止のため必要な措置を講じるよう義務付けられている。

[第17条関係]

(第1項について)

次の措置により、本項を実施している。

石綿を使用した建築物等についての石綿の除去又は解体等の作業については、労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第88条第4項及び石綿障害予防規則第5条により、労働基準監督署への事前の届出が事業主に対して義務付けられており、これにより、労働基準監督署は、石綿等の除去作業又は解体等の作業についての情報を入手し、必要な措置を講じていることが確認できることになっている。

また、労働安全衛生法第88条第4項に基づく届出について法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、労働安全衛生法第88条第7項の規定により、当局が作業の事前停止等を命ずることができる。

また、監督等により法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるとき等の場合には、労働安全衛生法第98条又は第99条により、同じく当局が作業の停止その他必要な応急の措置を講ずること等を命ずることができる。

(第2項について)

(a)(b)について

作業計画の作成については、次の措置により本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、石綿障害予防規則第4条第1項により、事業者は、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業等を行うときは、あらかじめ作業計画を策定することが定められている。

また石綿障害予防規則第4条第2項により、この作業計画には、「石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法」及び「作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法」等が示されていないこととされている。

(c)について

下記「第19条関係第1項について」を参照されたい。

(第3項について)

作業計画の協議については、次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法に基づき、事業場ごとに衛生委員会を設けなければならないこととされている。同衛生委員会は、事業主が指名した総括安全衛生管理者、衛生管理者、産業医、労働者代表等から構成され、衛生に関する規定の作成に関することその他労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べるものである。

石綿障害予防規則第4条第1項に基づいて策定された計画についても、作業の実施要領として、衛生委員会への付議事項に含まれており、同委員会において「協議」が行われることとなる。

なお、衛生委員会を設ける必要のない事業場においても、労働安全衛生規則第23条の2により、事業者は衛生に関する事項について関係労働者の意見を聞くための機会を設けるようにしなければならないこととされており、これにより労働者が本作業計画について協議を受ける機会が保証されている。

[第18条関係]

(第1項～第5項について)

次の措置により本条を実施している。

労働安全衛生法適用労働者に(鉱山労働者含む。)について、石綿障害予防規則第14条により、事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者に従事させるときは、当該労働者に作業衣等を使用させなければならないことと定められている。これら作業衣等の種類などの事項については、衛生委員会等を通じて労使が協議することができる。

また、作業衣等の管理(石綿障害予防規則第28条第2項、第3項)、保護具等の作業場外への持ち出し禁止(同則第46条第2項)、洗浄設備(同則第31条)、保護具等の常時有効、清潔の保持(同則第45条)、保護具等の管理(同則第46条)等についてもそれぞれ定められている。

一般職非現業国家公務員について、1987年職福—691第16条関係第1項により、各省各庁の長は、特定有害業務に従事する職員の健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等の規定の例による措置を行うことと定められている。

船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行わせる場合に、防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他必要な保護具等を使用させる等適当な措置を講じなければならないこととなっている。また、船員災害防止活動の促進に関する法律第11条により、安全衛生委員会等を通じて労使が協議することができる旨定められている。

また、保護具等の管理については、船員労働安全衛生規則第17条及び第45条により、船舶所有者は、それらを整備し常時有効、かつ、清潔に保持しなければならないと、同規則第60条では、特に粉じんを発散する場所で作業を行わせる場合には適当な措置を講じなければならないとしている。

洗身設備等については、手を洗う設備(船員労働安全衛生規則第35条)、浴室等の設備(船舶設備規程第115条の17)及び洗濯室等の設備(同規程第115条の18)の備え付けが義務付けられている。

[第19条関係]

次の措置により、本条を実施している。

(第1項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第22条等により、事業者に関係労働者の石綿へのばく露防止対策を講じることが義務づけられている。

一般職非現業国家公務員について、1987年職福—691第16条関係第1項により、各省各庁の長は、特定有害業務に従事する職員の健康障害を防止するため、石綿障害予防規則等の規定の例による措置を行うことと定められている。

船員については、船員労働安全衛生規則第17条、第29条及び第60条により、船舶所有者に関係労働者の石綿への曝露防止対策を講じることが義務付けられている。

また、我が国では廃棄物の処理と清掃に関する法律第2条第5項、施行令第2条の4により、石綿建

材除去事業により除去された、吹付け石綿、石綿を含有する保温材、又はこれらの解体作業に使用し石綿の付着のおそれのあるマスク、作業着等を「廃石綿等」として、特別管理産業廃棄物の一つに位置付ける措置を講じている。

同法律により、廃石綿等を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられ（法第12条の2第6項）、保管に当たっては、飛散防止のために梱包するなどの措置を講ずることが義務付けられている（法第12条の2第2項、施行規則第8条の13）。

同法律により、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものを「石綿含有廃棄物」とし（施行規則第1条の3の3、施行規則第7条の2の3）、通常の廃棄物の処理基準に加え、飛散防止措置等を講じ（施行規則第8条）、廃石綿等及び石綿含有廃棄物を中間処理する場合は、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として溶融施設を用いて溶融する方法（施行令第7条）又は環境大臣が認定した無害化処理の方法（法第15条の4の4）により行うものとし、従前まで認めていた石綿含有廃棄物の破碎を原則禁止する措置を講じている（施行令第3条、第6条第1項）。

同法律により、埋立に当たっては最終処分場内の一定の場所において分散しないように埋立を行い、覆土を行う等の措置を講ずることとしている（施行令第3条、施行令第6条）。

（第2項について）

本条文を担保する法令として、大気汚染防止法があり、その中で「特定粉じん発生施設」及び「特定粉じん排出等作業」について、一般環境の汚染防止措置がとられている。特定粉じん発生施設に関する措置として、大気汚染防止法第18条の5により、同施設を設置する工場または事業場の敷地境界における規制基準を設定し、同第18条の12により、特定粉じん排出者は敷地境界における大気中の特定粉じん濃度を測定することが定められている。また、同法第18条の6により特定粉じん発生施設を設置する際は都道府県知事に届け出なければならない、都道府県知事は同法第18条の8により、その敷地境界における特定粉じん濃度が基準に適合しないと認めるときは計画の変更を命ずることができる。

一方、特定粉じん排出等作業に関する措置として、同法第18条の14により、特定粉じん排出作業の方法について基準が定められており、当該基準について特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下特定工事という。）を施工する者に遵守義務が課せられている（同法第18条の17）。都道府県知事は同法第18条の18により、特定工事を施工する者が上記の基準を遵守していない時は、基準に適合するよう命ずることができる。また、同法第18条の15により、特定工事を施工する者は都道府県知事に届け出なければならない、都道府県知事は同法第18条の16により、その作業方法が基準に適合しないと認めるときは計画の変更を命ずることができる。

鉱山保安法第8条、鉱山保安法施行規則第21条により、鉱業権者が鉱害防止のため適切な粉じん処理を行わなければならない旨定められている。

〔第20条関係〕

（第1項について）

使用者による職場の石綿粉じん濃度測定、監視については、次の措置により実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、石綿障害予防規則第36条及び第37条により、事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場について、6月以内ごとに1回、定期に、石綿の空気中における濃度を測定し、当該測定の結果を作業環境評価基準に従って評価することが定められている。

また、石綿等を試験研究のため製造し又は取り扱う屋外作業場においては、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン（通達）」（2005年3月31日基発第0331017号）を定めている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第16条第2項により、各省各庁の長は、特定有害業務の行われる場所については、定期に勤務環境を検査し、検査結果について記録を作成することが定められており、その結果に基づき各省各庁の長が曝露を監視している。

また1987年職福-691第16条関係第2項及び第3項において、以下のように定められている。

勤務環境の検査について、検査の項目及び回数にあっては次のとおりとし、検査の測定方法にあっては作業環境測定基準の規定の例によることとされている。

○石綿を取り扱う業務の行われる場所で行うその他の物質の空気中の濃度の測定

・・・6月につき少なくとも1回

○粉じんの発散する場所で行う粉じんの濃度の測定

・・・6月につき少なくとも1回

また、検査結果についての記録には、検査の日時、方法等を記載しなければならないとされている。

(第2項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、石綿障害予防規則第36条第2項及び第37条第2項により、事業者は、石綿濃度の測定に関する記録及び測定結果の評価に関する記録を40年間保存することが定められている。

また、屋外作業場についても、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」により、測定結果及び評価結果を40年間保存すべきことが定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4別表第2の2により、特定有害業務のうち石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録を人事院規則で定める期間保存することが定められており、監視記録を保存する期間については、特定有害業務のうち、石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書は40年、粉じんを取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書は7年とされている。

(第3項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法令等により、関係する労働者、労働者代表及び監督機関である労働基準監督署は、作業環境測定の記録を使用者等より入手できることが定められている。

一般職非現業国家公務員についても、上記第2項の保存記録は、必要な手続を行うことにより利用できる。

(第4項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者は、労働安全衛生法第97条により、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができることと定められている。

一般職非現業国家公務員について、国家公務員法第86条に基づき、人事院に対して、作業環境等その勤務条件に関し適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

[第21条関係]

(第1項について)

健康診断に関する規定は以下のとおりである。

労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）について、労働安全衛生法第66条第2項及び石綿障害予防規則第40条により、事業者は、石綿等の製造・取り扱い等の業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後6月以内ごとに1回定期的に健康診断を行わなければならないこと等が定められている。また、労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）及び船員のうち、石綿粉じん作業する労働者に対しては、じん肺法第7条、第8条、第9条及び第9条の2により、事業者は当該作業に従事する労働者に対し、健康診断を行わなければならないと定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4により、採用時及び6月につき少なくとも1回定期的に健康診断を実施することが定められている。

(第2項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）について、石綿の使用に関係する労働者の健康状態の把握について、労働安全衛生法第66条に関する通達により定められており、健康診断の費用は事業者が負担すべきであり所定労働時間内に行われることを原則としている。

また、労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）及び船員のうち、石綿粉じんに従事する労働者に対しては、じん肺法においても、事業者が健康診断を行わなければならないと規定されており、健康診断の費用は事業者が負担することとなっている。

一般職非現業国家公務員について、各省各庁の長が実施する職員の健康診断は、職員がその費用を負担せず、勤務時間内に実施されている。また、人事院では、石綿への暴露業務を行ったことのある職員の離職後の健康診断についても、政府の要請にかんがみ、各省各庁によるその者の費用負担なしでの実施等の配慮を依頼している。

(第3項について)

次の措置により、本項を実施している。

労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）について、労働安全衛生法第66条の6等により、事業者は健康診断の結果について医師等から意見を聴取し、関係する労働者に対して、健康診断結果を通知することとなっている。また、労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）及び船員のうち、石綿粉じんに従事する労働者に対して、じん肺法においても、同法第14条第2項により、事業者は診断を受けた者に対し留意すべき事項を通知しなければならないと定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第23条及び第24条の3により、各省各庁の長は、健康診断を受けた職員に対して当該健康診断の結果を通知しなければならず、また、健康管理医は、健康管理についての指導等の業務を行うこととされている。

(第4項について)

以下の措置により、本項を実施している。労働者が業務上の事由による負傷、疾病、障害等による休業について、労働者災害補償保険法に基づき休業補償給付等が行われており、石綿へのばく露を伴う業務の場合による休業も対象となっている。

一般職国家公務員については国家公務員災害補償法、地方公務員については地方公務員災害補償法等に基づき、同様の取扱いとなっている。

船員について、職務上の事由による疾病又は負傷等について、療養のため職務に服することができないときは、その期間、船員保険法に基づき傷病手当金等の給付を受けることができる。

(第5項について)

次のような通報制度を設けている。

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条により、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその付属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときには、遅滞なく報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと定められている。

また、労働安全衛生法適用労働者（鉱山労働者含む。）及び船員のうち、石綿粉じん作業に従事する労働者について、じん肺法第44条及びじん肺法施行規則第37条により、

- (1) 事業者は、毎年1回じん肺に関する健康管理の実施状況を事業場を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならないこと（じん肺法施行規則第37条）
- (2) 事業者は、じん肺に関する予防及び健康管理の実施について必要な事項に関し、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があったときには、当該事項について報告しなければならないこと（じん肺法施行規則第37条第2項）

が定められている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第27条により、各省各庁の長は前年度における健康診断の実施結果及び職員に対して行なった健康管理上の指導事項の概要を人事院へ報告するよう定められている。

船員について、船員法第111条及び船員法施行規則第73条により、船員が3日以上以上の休業を要する疾病に罹患した場合には、その傷病名等を国土交通大臣に報告するよう定められている。

[第22条関係]

(第1項について)

次の措置により、本条を実施している。労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法第6条に基づき、最も代表的な労使団体と協議の上「労働災害防止計画」を策定し、情報提供を行っている。

併せて、同法第63条に基づき、「安全衛生教育センター」を設置するなど、労働安全衛生教育を促進するための措置を行っている。

一般職非現業国家公務員について、各省各庁の長は、人事院規則10-4第12条に基づき、健康安全教育等に関して定めた健康安全管理規程を作成し、職員に周知している。

また、人事院規則10-4第13条及び1987年職福-691第13条関係に基づき、各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等には、有害物質を取り扱う業務に従事する職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行っている。

船員について、船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員中央労働委員会の意見を聞いて、「船員災害防止基本計画」を作成し、公表している。

また、船舶所有者は船員に対し、船員労働安全衛生規則第11条に基づき、船内の安全衛生に関する基礎的事項をはじめ、船内の危険な又は有害な作業についての作業方法、保護具等の使用方法及びその規定が定められている場合にはその内容についても教育する旨規定されている。

鉱山労働者について、労働安全衛生法第6条及び第114条に基づき、代表的な労使団体の代表が委員となっている中央鉱山保安協議会において、鉱業労働災害防止計画を策定している。

併せて、鉱山保安法第10条により、鉱業権者が鉱山労働者に対してその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならない旨規定されている。

(第2項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生規則第24条の2に基づき定められた「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」第12条により、事業者は、安全衛生目標を達成するため、安全衛生教育の内容及び実施時期に関する事項等について定めた安全衛生計画を策定することとしている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第12条第1項及び第2項第3号に基づき、各省各庁の長は、健康安全教育等に関して定めた健康安全管理規程を作成し、職員に周知している。

船員について、船員労働安全衛生規則第11条により、船舶所有者は船員に対し、船内の安全衛生に関する基礎的事項をはじめ、船内の危険な又は有害な作業についての作業方法、保護具等の使用方法及

びその規定が定められている場合にはその内容についても教育することと規定されている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第19条、鉱山保安法施行規則第40条により、鉱業権者は保安上必要な事項に関して、保安規程を定めるよう義務付けられており、教育・訓練のための具体的措置に関して、保安規程によって措置が講じられている。

(第3項について)

労働安全衛生法適用労働者について、労働安全衛生法により、作業場における掲示(石綿障害予防規則第34条)、作業主任者による労働者の指揮(石綿障害予防規則第20条)、雇入れ時及び労働者の作業内容の変更時における労働者に対する安全衛生教育(労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第35条、石綿障害予防規則第27条)が規定されている。

一般職非現業国家公務員について、人事院規則10-4第13条及び1987年職福-691第13条関係により、各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等には、有害物質を取り扱う業務に従事する職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行う旨が定められている。

船員について、船員労働安全衛生規則第60条により、船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行なわせる場合は、換気若しくは散水を行ない、又は作業に従事する者に防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他の必要な保護具若しくは塗布剤を使用させる等適当な措置を講じなければならない旨定められている。

鉱山労働者について、鉱山保安法第10条により、鉱業権者が鉱山労働者に対してその作業を行うに必要な保安に関する教育を施さなければならない旨定められている。

3. 質問Ⅲについて

本条約の適用に関連する原則的な諸問題について、裁判所が決定を下したことはない。

4. 質問Ⅳについて

報告事項なし

5. 質問Ⅴについて

この条約にかかる労働安全衛生法適用労働者数は、2001年においては、50,263,747人、労働基準監督官の行った定期監督等において石綿障害予防規則違反件数は、2006年においては衛生基準に関して343件、作業環境測定に関して4件、及び健康診断に関して91件であった。

また、労働者災害補償保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の保険給付に係る支給決定件数は、
〔平成17年4月1日～平成18年3月末日〕

支給決定件数 722件

(支給決定件数は平成17年度に請求されたものに限るものではない。)

〔平成18年4月1日～平成19年3月末日〕

支給決定件数 1,796件

(支給決定件数は平成18年度に請求されたものに限るものではない。)

であった。

一般職国家公務員については、石綿による公務上の災害の認定件数は5件である。

この条約にかかる船員数については2006年で86,108名である。
2005年1月1日から2006年12月31日までは、船員労務官による事業場及び船舶監査は、2005年6,268件、2006年5,731件であり、この結果、船員労働安全衛生規則第11条第1項(安全衛生に関する教育及び訓練)違反処理件数は6件であり、同規則第45条第1項(保護具)違反処理件数は2件であった。なお、その他の関係条項に対する違反処理件数はなかった。また、船員保険法に基づく石綿による肺がん・中皮腫の保険給付に係る支給決定件数は37件である。

この条約にかかる鉱山労働者数は2006年で8名であり、違反件数及び職業上疾病に関する報告数は共に0件である。

6. 質問VIについて

本報告書の写しを送付した代表的な労使団体は以下のとおりである。

(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会

労働安全衛生法（1972年法律第57号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

（事業者等の責務）

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

（労働災害防止計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

（安全委員会）

第十七条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。
- 5 前二項の規定は、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合との間における労働協約に別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

（衛生委員会）

第十八条

- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。
 - 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
- 4 前条第三項から第五項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「第一号の委員」とあるのは、「第十八条第二項第一号の者である委員」と読み替えるものとする。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。（以下略）

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。（以下略）

第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。（以下略）

（製造等の禁止）

第五十五条 黄りんマツチ、ベンジジン、ベンジジンを含有する製剤その他の労働者に重度の健康障害を生ずる物で、政令で定めるものは、製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならない。ただし、試験研究のため製造し、輸入し、又は使用する場合は、政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

（安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

（国の援助）

第六十三条 国は、事業者が行なう安全又は衛生のための教育の効果的実施を図るため、指導員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努めるものとする。

（健康診断）

第六十六条

2 事業者は、有害な業務で、政令で定めるものに従事する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による特別の項目についての健康診断を行わなければならない。有害な業務で、政令で定めるものに従事させたことのある労働者で、現に使用しているものについても、同様とする。

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

(健康診断の結果の通知)

第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(計画の届出等)

第八十八条

4 事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事（建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。）で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

7 労働基準監督署長は第一項（第二項において準用する場合を含む。）又は第四項の規定による届出があつた場合において、厚生労働大臣は第三項の規定による届出があつた場合において、それぞれ当該届出に係る事項がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反すると認めるときは、当該届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる。

(労働者の申告)

第九十七条 労働者は、事業場にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

(使用停止命令等)

第九十八条 都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項又は第三十四条の規定に違反する事実があるときは、その違反した事業者、注文者、機械等貸与者又は建築物貸与者に対し、作業の全部又は一部の停止、建設物等の全部又は一部の使用の停止又は変更その他労働災害を防止するため必要な事項を命ずることができる。（以下略）

(報告等)

第一百条 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

2005年労働安全衛生法改正法附則（2005年法律第108号）（抄）

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新労働安全衛生法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新労働安全衛生法の規定について検討

を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

労働安全衛生法施行令（１９７２年政令第３１８号）（抄）

（製造等が禁止される有害物等）

第十六条

法第五十五条の政令で定める物は、次のとおりとする。

四 石綿

九 第二号、第三号若しくは第五号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第四号に掲げる物をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物

労働安全衛生規則（１９７２年労働省令第３２号）（抄）

（関係労働者の意見の聴取）

第二十三条の二 委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようにしなければならない。

第二十四条の二 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第二十八条の二第一項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

（雇い入れ時の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。（以下略）

第九十条 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等（石綿則第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

（労働者死傷病報告）

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十

二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

作業環境測定基準（1976年労働省告示第46号）（抄）

（測定結果の評価）

第二条 労働安全衛生法第六十五条の二第一項の作業環境測定の結果の評価は、単位作業場所（作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）第二条第一項第一号に規定する単位作業場所をいう。以下同じ。）ごとに、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号の表の下欄に掲げるところにより、第一管理区分から第三管理区分までに区分することにより行うものとする。（以下略）

別表（第二条関係）

三十三の二 石綿	五マイクロメートル以上の繊維として〇・一五本毎立方センチメートル
----------	----------------------------------

（石綿の濃度の測定）

第十条の二 令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する屋内作業場に限り。）における空気中の石綿の濃度の測定は、ろ過捕集方法及び計数方法によらなければならない。

石綿障害予防規則（2005年厚生労働省令第21号）（抄）

（事業者の責務）

第一条 事業者は、石綿による労働者の肺がん、中皮腫その他の健康障害を予防するため、作業方法の確立、関係施設の改善、作業環境の整備、健康管理の徹底その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、石綿にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にするよう努めなければならない。

2 事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有しない製品に代替するよう努めなければならない。

（作業計画）

第四条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- 一 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業
- 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 前項の作業計画は、次の事項が示されているものでなければならない。

- 一 作業の方法及び順序
- 二 石綿等の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- 三 作業を行う労働者への石綿等の粉じんのばく露を防止する方法（以下略）

（作業の届け出）

第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物又は工作物の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業（以下略）

（作業に係る設備等）

第十二条

2 事業者は、前項ただし書の規定により石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該石綿等を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

（石綿等の切断等の作業に係る措置）

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

一 石綿等の切断、穿せん孔、研磨等の作業

二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。）

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

四 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業

五 粉状の石綿等を混合する作業

六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条

3 労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

（石綿作業主任者の職務）

第二十条 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

三 保護具の使用状況を監視すること。

（特別の教育）

第二十七条 事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教

育を行わなければならない。

- 一 石綿の有害性
- 二 石綿等の使用状況
- 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- 四 保護具の使用方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項

(洗淨設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

(容器等)

第三十二条 事業者は、石綿等を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならない。

- 2 事業者は、前項の容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならない。
- 3 事業者は、石綿等の保管については、一定の場所を定めておかななければならない。
- 4 事業者は、石綿等の運搬、貯蔵等のために使用した容器又は包装については、当該石綿等の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて集積しておかななければならない。

(掲示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。(以下略)

(測定及びその記録)

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場(石綿等に係るものに限る。)について、六月以内ごとに一回、定期的に、石綿の空気中における濃度を測定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。
 - 一 測定日時
 - 二 測定方法
 - 三 測定箇所
 - 四 測定条件
 - 五 測定結果
 - 六 測定を実施した者の氏名
 - 七 測定結果に基づいて当該石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

(測定結果の評価)

第三十七条 事業者は、石綿に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の状態に応じ、第一管理区分、第二管理区分

又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。
 - 一 評価日時
 - 二 評価箇所
 - 三 評価結果
 - 四 評価を実施した者の氏名

(評価の結果に基づく措置)

第三十八条 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

第三十九条 事業者は、第三十七条第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(呼吸用保護具)

第四十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護具の数等)

第四十五条 事業者は、前条の呼吸用保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

- 2 事業者及び労働者は、前項の保護具等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(製造等の禁止の解除手続)

第四十七条 令第十六条第二項第一号の許可(石綿等に係るものに限る。次項において同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、石綿等を製造し、又は使用しようとする場合にあっては当該石綿等を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準

監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、石綿等を輸入しようとする場合にあっては当該輸入する石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。（以下略）

(石綿等の製造等に係る基準)

第四十八条 令第十六条第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(石綿等に係るものに限る。)は、次のとおりとする。

- 一 石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。
- 二 石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとする。
- 三 石綿等を製造し、又は使用する者は、当該石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。
- 四 石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。
- 五 石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- 六 石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。
- 七 石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

じん肺法（1960年法律第30号）（抄）

（予防）

第五条 事業者及び粉じん作業に従事する労働者は、じん肺の予防に関し、労働安全衛生法及び鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の規定によるほか、粉じんの発散の防止及び抑制、保護具の使用その他について適切な措置を講ずるように努めなければならない。

（就業時健康診断）

第七条 事業者は、新たに常時粉じん作業に従事することとなつた労働者（当該作業に従事することとなつた日前一年以内にじん肺健康診断を受けて、じん肺管理区分が管理二又は管理三と決定された労働者その他厚生労働省令で定める労働者を除く。）に対して、その就業の際、じん肺健康診断を行わなければならない。この場合において、当該じん肺健康診断は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を省略することができる。

（定期健康診断）

第八条 業者は、次の各号に掲げる労働者に対して、それぞれ当該各号に掲げる期間以内ごとに一回、定期的に、じん肺健康診断を行わなければならない。

- 一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。） 三年
- 二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるものの 一年
- 三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二である労働者（厚生労働省令で定める労働者を除く。） 三年
- 四 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理三である労働者（厚生労働省令で定める労働者を除く。） 一年

2 前条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

（定期外健康診断）

第九条 事業者は、次の各号の場合には、当該労働者に対して、遅滞なく、じん肺健康診断を行わなければならない。

- 一 常時粉じん作業に従事する労働者（じん肺管理区分が管理二、管理三又は管理四と決定された労働者を除く。）が、労働安全衛生法第六十六条第一項又は第二項の健康診断において、じん肺の所見があり、又はじん肺にかかっている疑いがあると診断されたとき。
- 二 合併症により一年を超えて療養のため休業した労働者が、医師により療養のため休業を要しなくなつたと診断されたとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、厚生労働省令で定めるとき。

2 第七条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

（離職時健康診断）

第九条の二 事業者は、次の各号に掲げる労働者で、離職の日まで引き続き厚生労働省令で定める期間を超えて使用していたものが、当該離職の際にじん肺健康診断を行うよう

に求めたときは、当該労働者に対して、じん肺健康診断を行わなければならない。ただし、当該労働者が直前にじん肺健康診断を受けた日から当該離職の日までの期間が、次の各号に掲げる労働者ごとに、それぞれ当該各号に掲げる期間に満たないときは、この限りでない。

- 一 常時粉じん作業に従事する労働者（次号に掲げる者を除く。） 一年六月
 - 二 常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺管理区分が管理二又は管理三であるもの 六月
 - 三 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事しているもののうち、じん肺管理区分が管理二又は管理三である労働者（厚生労働省令で定める労働者を除く。） 六月
- 2 第七条後段の規定は、前項の規定によるじん肺健康診断を行う場合に準用する。

（受診義務）

第十一条 関係労働者は、正当な理由がある場合を除き、第七条から第九条までの規定により事業者が行うじん肺健康診断を受けなければならない。ただし、事業者が指定した医師の行うじん肺健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行うじん肺健康診断を受け、当該エックス線写真及びじん肺健康診断の結果を証明する書面その他厚生労働省令で定める書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

（通知）

- 第十四条 都道府県労働局長は、前条第二項の決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該事業者に通知するとともに、遅滞なく、第十二条又は前条第三項若しくは第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件を返還しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者（厚生労働省令で定める労働者であつた者を含む。）に対して、その者について決定されたじん肺管理区分及びその者が留意すべき事項を通知しなければならない。
 - 3 （略）

じん肺法施行規則（1960年労働省令第6号）（抄）

（報告）

- 第三十七条 事業者は、毎年、十二月三十一日現在におけるじん肺に関する健康管理の実施状況を、翌年二月末日までに、様式第八号により当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による報告のほか、じん肺に関する予防及び健康管理の実施について必要な事項に関し、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長から要求があつたときは、当該事項について報告しなければならない。

労働者災害補償保険法（1947年法律第50号）（抄）

（目的）

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

国家公務員法（1947年法律第120号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条

- ② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。
- ③ 特別職は、次に掲げる職員の職とする。
- 一 内閣総理大臣
 - 二 国務大臣
 - 三 人事官及び検査官
 - 四 内閣法制局長官
 - 五 内閣官房副長官
 - 五の二 内閣危機管理監
 - 五の三 内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官
 - 六 内閣総理大臣補佐官
 - 七 副大臣
 - 七の二 大臣政務官
 - 八 内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの
 - 九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員
 - 十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員
 - 十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員
 - 十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員
 - 十二 日本学士院会員
 - 十二の二 日本学術会議会員
 - 十三 裁判官及びその他の裁判所職員
 - 十四 国会職員
 - 十五 国会議員の秘書
 - 十六 防衛省の職員（防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四十二条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十二条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。）
 - 十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員
- ④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

（情勢適応の原則）

- 第二十八条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

(勤務条件に関する行政措置の要求)

第八十六条 職員は、俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関し、人事院に対して、人事院若しくは内閣総理大臣又はその職員の所轄庁の長により、適当な行政上の措置が行われることを要求することができる。

附 則

第十六条 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）並びにこれらの法律に基づいて発せられる命令は、第二条の一般職に属する職員には、これを適用しない。

国家公務員災害補償法（1951年法律第191号）（抄）

第一条 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条 に規定する一般職に属する職員（未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）第十七条第一項 に規定する未帰還者である職員を除く。以下「職員」という。）の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員（以下「被災職員」という。）の社会復帰の促進並びに被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な事業を行い、もつて被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 この法律の規定が国家公務員法 の規定とてい触する場合には、国家公務員法 の規定が優先する。

地方公務員災害補償法（１９６７年法律第１２１号）（抄）

第一条 この法律は、地方公務員等の公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公共団体等に代わつて補償を行う基金の制度を設け、その行う事業に関して必要な事項を定めるとともに、その他地方公務員等の補償に関して必要な事項を定め、もつて地方公務員等及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

人事院規則 10—4（職員の保健及び安全保持）（1973年制定）（抄）

（趣旨）

第一条 職員の保健及び安全保持についての基準並びにその基準の実施に関し必要な事項は、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（人事院の権限）

第二条 人事院は、職員の保健及び安全保持についての基準の設定並びにその基準についての指導調整に当たるほか、その実施状況について随時調査又は監査を行ない、法又は規則の規定に違反していると認める場合には、その是正を指示することができる。

（各省各庁の長の責務）

第三条 各省各庁の長は、法及び規則の定めるところに従い、それぞれ所属の職員の健康の保持増進及び安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

（職員の責務）

第四条 職員は、その所属の各省各庁の長その他の関係者が法及び規則の規定に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

（健康管理医）

第九条 各省各庁の長は、第五条第一項の組織区分ごとに、健康管理医を置かなければならない。

- 2 健康管理医は、医師である職員のうちから指名し、又は医師である者に委嘱するものとする。
- 3 健康管理医は、指導区分の決定又は変更その他人事院の定める健康管理についての指導等の業務を行なうものとする。

（健康安全管理規程）

第十二条 各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関し健康安全管理規程を作成し、これを職員に周知させなければならない。

- 2 健康安全管理規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 三 健康安全教育に関すること。

七 避難訓練その他の緊急事態に対する措置に関すること。

（健康安全教育）

第十三条 各省各庁の長は、職員を採用した場合、職員の従事する業務の内容を変更した場合等において、職員の健康の保持増進又は安全の確保のために必要があると認めるときは、当該職員に対し、健康又は安全に関する必要な教育を行なわなければならない。

（職員の意見を聞くための措置）

第十四条 各省各庁の長は、職員の健康管理及び安全管理に関して職員の意見を聞くために必要な措置を講じなければならない。

（有害性又は危険性の調査等）

第十四条の二 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、建設物、設備、原材料、

ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する有害性又は危険性等を調査し、その結果に基づいて、この規則の規定による措置を講ずるほか、職員の健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(有害な業務に係る措置)

第十六条 各省各庁の長は、別表第二に掲げる有害な業務（以下「特定有害業務」という。）の行なわれる場所及び特定有害業務に従事する職員については、人事院の定める健康障害を防止するための措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長は、特定有害業務の行なわれる場所については、人事院の定めるところにより、定期的に勤務環境を検査し、及びその結果について記録を作成しておかなければならない。

(有害物質の使用等の制限)

第十六条の二 各省各庁の長は、職員に重度の健康障害を生ずる別表第二の三第一号に掲げる物質（以下「第一種有害物質」という。）については、試験研究を目的とする場合で人事院の承認を得たときを除き、製造し、又は職員に使用させてはならない。

3 人事院は、前二項の承認をしたときは、承認書を交付するものとする。

4 第一項及び第二項の承認に関し必要な事項は、人事院が定める。

(定期の健康診断)

第二十条 各省各庁の長は、定期的に職員の健康診断を行なわなければならない。

2 前項の健康診断は、全職員に対して行なう一般定期健康診断と別表第三に掲げる業務に現に従事し、又は同表に掲げる業務で人事院の定めるものに従事したことがある職員に対して行なう特別定期健康診断とする。

3 第一項の健康診断の検査の項目その他同項の健康診断に関し必要な事項は、人事院が定める。

(臨時の健康診断)

第二十一条 各省各庁の長は、前二条の健康診断のほか、必要と認める場合には、臨時に職員の健康診断を行なうものとする。

(職員の健康の保持増進のための総合的な健康診査)

第二十一条の二 各省各庁の長は、職員が請求した場合には、その者が総合的な健康診査で人事院が定めるもの（以下「総合健診」という。）を受けるため勤務しないことを承認することができる。

(指導区分の決定等)

第二十三条 各省各庁の長は、健康診断又は面接指導を行つた医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料を健康管理医に提示し、別表第四の指導区分欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を受けるものとする。

2 各省各庁の長は、前項の職員の医療に当たつた医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合その他必要と認める場合には、所要の資料を健康管理医に提示し、当該職員の指導区分の変更を受けるものとする。

(事後措置)

第二十四条 各省各庁の長は、前条の規定により指導区分の決定又は変更を受けた職員については、その指導区分に応じ、別表第四の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な事後措置をとらなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第二十四条の三 各省各庁の長は、健康診断を受けた職員に対し、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(特別健康管理手帳)

第二十六条の二 人事院は、別表第四の二に掲げる業務に職員として従事していた者のうち、人事院の定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、その者が離職の際に所属していた各省各庁の長の申請に基づき、当該業務に係る特別健康管理手帳を交付するものとする。

2 特別健康管理手帳の様式その他特別健康管理手帳に関し必要な事項は、人事院が定める。

(健康診断の実施結果等の報告)

第二十七条 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、毎年六月末日までに、前年四月一日に始まる年度における健康診断の実施結果及び職員に対して行なつた健康管理上の指導事項の概要を人事院に報告しなければならない。

別表第二 特定有害業務（第十六条、第二十六条関係）

一 次に掲げる物質を取り扱い、又はそれらのガス、蒸気若しくは気膠質を吸入することにより障害を受けるおそれのある業務

4 2 石綿

三 粉じんを著しく発散する場所における業務

別表第二の二 特別の保存期間を必要とする記録書及びその保存期間（第十六条関係）

(注：関係部分のみ)

記 録 書	保存期間
一 特定有害業務のうち石綿を取り扱う業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	四十年
三 別表第二第三号に規定する業務の行われる場所の勤務環境についての検査に係る記録書	七年

別表第二の三 有害物質（第十六条の二関係）

一 第一種有害物質

4 石綿

別表第三 特別定期健康診断を必要とする業務（第十九条、第二十条、第二十六条関係）

一 別表第二第一号から第八号まで、第十号及び第十二号に掲げる業務

人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について
（1987年12月25日職福-691人事院事務総長通知）（抄）

第十三条関係

- 1 「業務の内容を変更した場合」には、取り扱う設備等又は作業方法を変更した場合及び新しい有害物質等を取り扱うこととなった場合が含まれるものとする。
- 2 健康安全教育は、必要に応じ、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 健康安全管理規程に関する事。
 - (2) 整理整頓及び清潔保持に関する事。
 - (3) 事故等の場合における応急措置及び退避に関する事。
 - (4) 規則第三十条第二項の規定により特別の教育を必要とする職員以外の職員で、規則別表第一、規則別表第二又は規則別表第三に掲げる業務その他これに類する危害のおそれのある業務に従事させるものについては、(1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げる事項に関する事。
 - ア 当該業務に関して発生するおそれのある疾病及びその予防
 - イ 設備、有害物質等の特性及びこれらの取扱い方法
 - ウ 安全装置、保護具等の性能及びこれらの取扱い方法
 - エ 作業開始時の点検作業手順等
- 3 各省各庁の長は、職員の災害防止に関する法令が制定され、又は改正された場合、職員の災害等が発生した場合等においては、関係職員に対して所要の健康安全教育を行うように努めるものとする。

第十六条関係

- 1 この条の第一項の「人事院の定める健康障害を防止するための措置」は、安衛則第三編第一章及び第二章、（中略）、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号。以下「特化則」という。）、（中略）、粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号。以下「粉じん則」という。）並びに石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）の規定の例による措置とする。

（以下略）
- 2 この条の第二項の勤務環境の検査について、検査の項目及び回数にあっては次の表のとおりとし、規則別表第二第一号及び第三号の業務の行われる場所において行う検査の測定方法にあっては作業環境測定基準（昭和五十一年四月二十二日労働省告示第四十六号）の規定の例によるものとする。

（注：関係部分のみ）

検査を必要とする場所	検査の項目	検査の回数
規則別表第二第一号の業務の行われる場所	その他の物質の空気中の濃度の測定	六月につき少なくとも一回
規則別表第二第三号の業務の行われる場所	粉じんの濃度の測定	六月につき少なくとも一回

第十六条の二関係

- 2 この条の第一項の規定による人事院の承認は、次に掲げる要件を満たす場合に行うものとする。

- (1) 第一種有害物質を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、当該設備をドラフトチェンバー内部に設けるときは、この限りでない。
- (2) 第一種有害物質を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとする。
- (3) 第一種有害物質を製造し、又は使用する職員には、当該物質による健康障害の予防について必要な知識を有する者を充てること。
- (4) 第一種有害物質を入れる容器は、当該物質が漏れ、こぼれる等のおそれがないような堅固なものとし、かつ、当該物質の成分を当該容器の見やすい箇所に表示すること。
- (5) 第一種有害物質の保管は、一定の場所を定めて行うものとし、かつ、有害な物質を保管している旨を見やすい箇所に表示すること。
- (6) 第一種有害物質を製造し、又は使用する職員には、不浸透性の保護前掛及び保護手袋を使用させること。
- (7) 第一種有害物質を製造する設備を設置する場所には、当該物質の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

第十九条及び第二十条関係

1～2 (略)

3 第二十条第二項の「人事院の定めるもの」は、規則別表第二第一号及び第三号に掲げる業務並びに規則別表第三第二号に掲げる業務とする。

4 第二十条第三項の人事院の定める健康診断の検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、次に掲げるものとする。

- (2) 特別定期健康診断の検査の項目は、別表第五に掲げるものとし、その回数は、六月につき少なくとも一回（別表第五に特に定めがあるものにあつては、その定められた回数）とする。

別表第二関係

3 第三号の「粉じんを著しく発散する場所における業務」とは、じん肺法第二条に規定する粉じん作業と同様の業務をいう。

船員法（1947年法律第100号）（抄）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の国土交通省令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

② 前項に規定する船舶には、次の船舶を含まない。

一 総トン数五トン未満の船舶

二 湖、川又は港のみを航行する船舶

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船

四 前三号に掲げるもののほか、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第四項に規定する小型船舶であつて、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他のその航海の目的、期間及び態様、運航体制等からみて船員労働の特殊性が認められない船舶として国土交通省令の定めるもの

③ 前項第二号の港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、国土交通大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

第八十一条 船舶所有者は、作業用具の整備、医薬品の備付け、安全及び衛生に関する教育その他の船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

② 所有者は、国土交通省令の定める危険な船内作業については、国土交通省令の定める経験又は技能を有しない船員を従事させてはならない。

③ 所有者は、次に掲げる船員を作業に従事させてはならない。

一 伝染病にかかった船員

二 心身の障害により作業を適正に行うことができない船員として国土交通省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働に従事することによって病勢の増悪するおそれのある疾病として国土交通省令で定めるものにかかった船員

④ 船員は、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関し国土交通省令の定める事項を遵守しなければならない。

第八十二条 船舶所有者は、左の船舶には、医師を乗り組ませなければならない。但し、国内各港間を航海するとき、国土交通省令の定める区域のみを航海するとき、又は国土交通省令の定める短期間の航海を行なう場合若しくははやむを得ない事由がある場合において国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

一 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数三千トン以上の船舶で最大とう載人員百人以上のもの

二 前号に掲げる船舶以外の遠洋区域を航行区域とする国土交通省令の定める船舶で国土交通大臣の指定する航路に就航するもの

三 国土交通省令の定める母船式漁業に従事する漁船

第二百五条 国土交通大臣は、所部の職員の中から船員労務官を命じ、この法律及び労働基準法の施行に関する事項を掌らせる。

第二百六条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者又は船員に対し、この

法律、労働基準法及びこの法律に基いて発する命令の遵守に関し注意を喚起し、又は勧告をすることができる。

第七十条 船員労務官は、必要があると認めるときは、船舶所有者、船員その他の関係者に出頭を命じ、帳簿書類を提出させ、若しくは報告をさせ、又は船舶その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは船舶所有者、船員その他の関係者に質問をすることができる。

② 船員労務官は、必要があると認めるときは、旅客その他船内にある者に質問をすることができる。

③ 前二項の場合には、船員労務官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

④ 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

⑤ 船員労務官の服制は、国土交通省令でこれを定める。

第七十一条 船員労務官は、この法律、労働基準法及びこの法律に基づいて発する命令の違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。

第七十二条 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。

② 船員労働委員会は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建議することができる。

第七十三条 船舶所有者は、国土交通省令の定めるところにより、左の事項について、国土交通大臣に報告をしなければならない。

- 一 使用船員の数
- 二 給料その他の報酬の支払状況
- 三 災害補償の実施状況
- 四 その他国土交通省令の定める事項

第七十四条の二 船員が第八十一条第四項の規定に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第七十五条 船舶所有者が第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十四条の二第一項若しくは第二項、第四十四条の三第一項若しくは第三項、第四十五条から第四十七条まで、第四十九条、第六十二条、第六十三条、第六十五条の二第二項（第八十八条の二の二第三項において準用する場合を含む。）、第六十六条（第八十八条の二の二第三項及び第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第六十九条、第七十四条、第七十八条、第八十条、第八十一条第一項から第三項まで、第八十二条、第八十六条第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十八条の二の二第二項、第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十九条、第九十一条から第九十四条まで、第一百十二条第二項、第一百七条の二第一項、第一百七条の三第一項、第一百八条第一項、第一百八条の二若しくは第一百八条の三の規定に違反し、又は第七十三条の規定に基づいて発する国土交通省令に違反したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百三十五条 船舶所有者の代表者、代理人、使用人その他の従業者が船舶所有者の業務に関し第百二十九条から第百三十一条まで、第百三十二条第一号又は第百三十三条第一号若しくは第七号から第十一号までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その船舶所有者に対して、各本条の罰金刑を科する。

② 第九十七条第三項に規定する団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者がその団体の業務に関し第百三十三条第七号から第九号まで又は第十一号の違反行為をしたときは、前項の規定を準用する。

船員法施行規則（1947年運輸省令第23号）（抄）

第七十三条第一項 法第百十一条の報告は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める期日までに、所轄地方運輸局長にこれをしなければならない。

一 毎年十月一日現在の事業状況 毎年十月末日

二 前年四月一日以後一年間に発生した災害又は疾病のために船員が引き続き三日以上休業したときは、その内容、原因その他参考事項 毎年四月末日

② 前項第二号の報告を受けた所轄地方運輸局長は、必要と認めるときは、同号に掲げる事項に関する詳細な報告を命ずることができる。

船員労働安全衛生規則（1964年運輸省令第53号）（抄）

第一条の二 船舶所有者は、船内における安全及び衛生に関する事項に関し船長に統括管理させ、かつ、安全担当者、消火作業指揮者、衛生担当者その他の関係者の間の調整を行わせなければならない。

第十一条 船舶所有者は、次に掲げる事項について、船員に教育を施さなければならない。

一 船内の安全及び衛生に関する基礎的事項

二 船内の危険な又は有害な作業についての作業方法

三 保護具、命綱、安全ベルト及び作業用救命衣の使用方法

四 船内の安全及び衛生に関する規定を定めた場合は、当該規定の内容

五 乗り組む船舶の設備及び作業に関する具体的事項

第十六条

2 船員は、第四十七条第二項、第四十八条から第五十一条第一項まで、第五十三条から第六十五条第一項まで、第六十六条第一項、第六十七条、第六十八条第一項、第六十九条第一項又は第七十一条第二項から第七十三条までに規定する作業において保護具の使用を命ぜられたときは、当該保護具を使用しなければならない。

第十七条 船舶所有者は、船内作業の設備、機械、器具、用具等を整備し、かつ、整とんとするとともに、船内における作業環境を常に良好な状態におくよう努めなければならない。

第二十九条 船舶所有者は、船内の居住場所及び作業場所を清潔に保ち、気積、換気、採光、照明、温度、騒音、振動等の環境条件を衛生上良好な状態におくとともに、船員に十分な休養を与える等船員の健康の保持を図るよう努めなければならない。

第三十五条 船舶所有者は、船内の適当な場所に手を洗うことのできる設備を設けなければならない。

第四十三条 船舶所有者は、船内において救急患者が発生したときは、必要に応じ、医療機関と緊密な連絡を保ち、その指示にしたがって適当な措置を講じなければならない。

第四十五条 船舶所有者は、船員に使用させるべき保護具については、他の法令の規定により備える保護具を含めて、これを必要とする作業に同時に従事する人数と同数以上を船舶に備え、常時有効、かつ、清潔にこれを保持しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の保護具のうち、自蔵式呼吸具、送気式呼吸具及び空気圧縮機については、少なくとも一月に一回これらを点検しなければならない。

3 船舶所有者は、液体化学薬品タンカーにおいては、新品又は洗浄後未使用である場合を除き、保護具及び作業衣を居住場所から隔離して保管しなければならない。

第六十条 船舶所有者は、粉じんを著しく発散する場所で作業を行なわせる場合は、換気若しくは散水を行ない、又は作業に従事する者に防じん性の呼吸具、保護眼鏡その他の必要な保護具若しくは塗布剤を使用させる等適当な措置を講じなければならない。

船舶に乗り込む医師及び衛生管理者に関する省令 (1962年運輸省令第43号) (抄)

第十六条 医師及び衛生管理者は、次に掲げる船内の衛生管理に関する業務に従事しなければならない。

- 一 船員の健康管理及び健康指導に関すること。
- 二 船内の作業環境衛生及び居住環境衛生の保持に関すること。
- 三 食料及び用水の衛生の保持に関すること。
- 四 医薬品その他の衛生用品、医療書、衛生保護具等の整備及び点検に関すること。
- 五 船内の衛生管理に関する記録の作成及び管理に関すること。
- 六 その他船内の衛生管理に関すること。

船員災害防止活動の促進に関する法律（1967年法律第61号）（抄）

第三条 船舶所有者は、単に船員法その他船員の安全及び衛生に関する法令の規定を守るだけでなく、船員災害の防止のための自主的な活動を推進することにより、船内における快適な作業環境及び居住環境の実現並びに船員の労働条件の改善を通じて船員の安全と健康を確保するように努めなければならない。また、船舶所有者は、国が実施する船員災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

第四条 船員は、船員災害を防止するため必要な事項を守るほか、船舶所有者その他の関係者が実施する船員災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

第六条 国土交通大臣は、五年ごとに、船員中央労働委員会の意見をきいて、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画（以下「基本計画」という。）を作成しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第十一条 常時使用する船員の数が国土交通省令で定める数以上である船舶所有者は、次の事項を調査審議させ、船舶所有者に対し意見を述べさせるため、国土交通省令で定めるところにより、安全衛生委員会を設けなければならない。

- 一 船員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 船内における作業環境及び居住環境を快適な状態に維持管理するための基本となるべき対策に関すること。
- 三 船員災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- 四 その他船員災害の防止に関する重要事項

2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、一人とする。

- 一 総括安全衛生担当者（前条第一項に規定する船舶所有者以外の船舶所有者の設ける安全衛生委員会にあっては、船員の労務に関し当該船舶所有者の行う業務を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから当該船舶所有者が指名した者）
- 二 当該船舶所有者に使用されている者で船内の安全に関し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者
- 三 当該船舶所有者に使用されている者で船内の衛生に関し知識又は経験を有するもののうちから船舶所有者が指名した者

3 船舶所有者は、前項第二号及び第三号の委員には、船員法第八十二条の二に規定する衛生管理者であつた者その他の船員災害の防止のための業務に従事した経験を有する船員（船員であつた者を含む。）が含まれるようにしなければならない。

4 船舶所有者は、安全衛生委員会の委員には、その使用する船員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、船員の過半数で組織する労働組合がないときは船員の過半数を代表する者の推薦する者が含まれるようにしなければならない。

5 船舶所有者は、安全衛生委員会が第一項の規定により当該船舶所有者に対し述べる意見を尊重しなければならない。

鉱山保安法（1949年法律第70号）（抄）

（鉱業権者の義務）

第五条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

- 一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災
- 二 ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理
- 三 機械、器具（衛生用保護具を除く。以下同じ。）及び工作物の使用並びに火薬類その他の材料、動力及び火気の取扱い

2 前項に定めるもののほか、鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、衛生に関する通気の確保及び災害時における救護のため必要な措置を講じなければならない。

（鉱山労働者の義務）

第九条 鉱山労働者は、鉱山においては、経済産業省令の定めるところにより、鉱業権者が講ずる措置に応じて、鉱山における人に対する危害の防止及び施設の保全のため必要な事項を守らなければならない。

（保安規程）

第十九条 鉱業権者は、鉱山における保安を確保するため、鉱山の現況に応じて講ずべき保安上必要な措置について、経済産業省令の定めるところにより、保安規程を定め、遅滞なく、これを経済産業大臣に届け出なければならない。

2 鉱業権者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 鉱業権者は、保安規程を定め、又は変更するに当たっては、前条の規定による調査の結果を踏まえて行わなければならない。

4 鉱業権者が保安規程を定め、又は変更するには、第二十八条の規定による保安委員会の議に付さなければならない。

（保安委員会）

第二十八条 鉱業権者は、保安に関する重要事項を調査審議し、保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行わせるため、鉱山に保安委員会を設けなければならない。ただし、第三十一条第一項の規定による鉱山労働者代表の届出があつた場合は、この限りでない。

（鉱山労働者代表）

第三十一条 鉱山労働者は、鉱業権者、保安統括者及び保安管理者と保安に関する重要事項について協議し、並びに保安統括者及び保安管理者の保安に関する職務の執行について協力し、及び勧告を行うため、経済産業省令の定めるところにより、一人又は数人の代表者（以下「鉱山労働者代表」という。）を選任し、鉱業権者を經由して産業保安監督部長に届け出ることができる。

（報告徴収等）

第四十七条 経済産業大臣又は産業保安監督部長は、保安の監督上必要があると認めるときは、鉱業権者その他の関係者から必要な報告を徴し、又は鉱務監督官その他の職員に、鉱山及び鉱業の附属施設に立ち入り、保安に関する業務若しくは施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 鉱務監督官その他の職員が前項の規定により立入検査をし、又は質問する場合において保安の監督上必要があると認めるときは、保安委員会の委員を立ち合わせることができる。
- 3 鉱務監督官その他の職員が第一項の規定により立入検査をし、又は質問する場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(鉱務監督官の権限)

第四十八条 鉱業上使用する機械、器具、建設物、工作物その他の施設の使用又は火薬類その他の材料、動力若しくは火気の取扱いその他鉱業の実施の方法が、この法律又はこの法律に基づく経済産業省令に違反し、かつ、保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第三十六条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。

- 2 鉱業権者が鉱区外又は租鉱区外に侵掘したことにより保安に関し急迫の危険があるときは、鉱務監督官は、第三十七条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。
- 3 被災者を救出するため緊急の必要があるときは、鉱務監督官は、第三十八条に規定する産業保安監督部長の権限を行うことができる。
- 4 前三項の規定により鉱務監督官がした命令は、産業保安監督部長が第三十六条から第三十八条までの規定によりしたものとみなす。

第四十九条 鉱務監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察員として職務を行う。

第五十二条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、中央協議会の議に付さなければならない。

- 一 第五条から第九条まで、第十二条若しくは第十九条第一項の経済産業省令、第十一条第一項の技術基準を定める経済産業省令又は第十八条第一項若しくは第二項の調査すべき事項を定める経済産業省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第五十四条 中央協議会の委員は、学識経験のある者、鉱業権者を代表する者及び鉱山労働者を代表する者について、各々同数を、経済産業大臣が任命する。

第六十条 第十一条第二項、第三十三条第二項、第三十四条から第三十八条まで又は第三十九条第一項の規定による命令又は処分に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条から第八条までの規定による措置を講じなかつた者
- 二 第九条、第十条第二項、第二十二條第一項若しくは第三項又は第二十六条第一項の規定に違反した者
- 三 第十三条第四項、第二十条又は第二十三条第一項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 四 第十九条第一項の規定に違反して保安規程を定めないうで鉱業を行つた者

- 五 第二十四条第一項の規定に違反して同項に規定する代理者を選任しなかつた者
- 六 第二十七条第三項又は第五十条第二項の規定に違反して解雇その他不利益な取扱いをした者
- 七 第二十八条の規定に違反して保安委員会を設けなかつた者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項、第十二条、第十三条第二項、第十九条第四項、第三十条又は第四十二条の規定に違反した者
- 二 第十三条第一項、第十五条、第十九条第一項若しくは第二項、第二十二条第四項（第二十三条第三項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第二十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第二十四条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第十四条第一項、第十六条又は第十八条第一項から第三項までの規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者
- 四 第四十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第四十四条第三項の規定に違反して書面を携帯せず、又はこれを提示しなかつた者
- 六 第四十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する

2004年改正鉱山保安法附則（抄）

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新鉱山保安法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新鉱山保安法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

鉱山保安法施行規則（2004年経済産業省令第96号）（抄）

第二十七条 法第九条の規定に基づき、鉱山労働者が守るべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条及び第七条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、鉱業権者が定めた方法又は手順を遵守すること。
- 二 法第五条及び第七条の規定による鉱業権者が講ずべき措置に関し、保護具その他の鉱業権者から指示されたものを使用、着用又は携帯すること。
- 三 前二号の規定によるほか、第三者に対し危害を及ぼす行為をしないこと。

第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

- 一 粉じんが発生し、又は飛散する作業場及び粉じんを発生し、又は飛散させる施設においては、集じん、散水、清掃、機械又は装置の密閉、坑内作業場における湿式削岩機の使用その他の粉じんの飛散を防止するための措置を講ずること。

- 二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下単に「日本工業規格」という。）T八―五―一に適合する防じんマスク又はこれと同等の防じん機能を有する保護具を着用させること。
- 三 前号に定めるもののほか、粉じんが飛散しない箇所への休憩所の設置その他の鉱山労働者が粉じんを吸入しないための措置を講ずること。
- 四 常時著しく粉じんが発生し、又は飛散する屋内作業場及び坑内作業場について、経済産業大臣が定める方法により、六月以内ごとに一回、当該作業場の空気中における粉じんの濃度（石綿を目的とする鉱山においては石綿粉じんの濃度を含む。以下同じ。）及び当該粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定すること。ただし、当該粉じんに係る土石、岩石又は鉱物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合には、遊離けい酸の含有率の測定を行わないことができる。
- 五 前号の規定による測定を行ったときは、直ちに、その都度、その箇所ごとに、経済産業大臣が定める基準に従って評価し、第一管理区分、第二管理区分及び第三管理区分に区分すること。
- 六 前号の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された屋内作業場については、直ちに、当該作業場の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるよう、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずること。
- 七 前号の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、直ちに、当該作業場について、経済産業大臣が定める方法により、当該粉じん濃度及び粉じん中の遊離けい酸の含有率を測定し、その結果について、経済産業大臣が定める基準に従って評価すること。
- 八 第四号、第五号及び前号の規定による測定及び評価については、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号又は第七号に規定する者（作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）別表第一号に掲げる作業の種類について登録を受けている者に限る。）又はこれと同等以上の能力を有する者に実施させること。
- 九 第五号及び第七号の規定による評価の結果第二管理区分に区分された屋内作業場及び第五号の規定による評価の結果第二管理区分又は第三管理区分に区分された坑内作業場については、当該作業場の粉じん濃度を改善するための必要な措置を講ずるよう努めること。十 第四号及び第七号の規定による測定並びに第五号及び第七号の規定による評価については、その結果を記録し、七年間保存すること。
- 十一 粉じんを発生し、又は飛散させる施設及び粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、粉じんによる鉱害を生じたときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

第二十一条 法第八条の規定に基づき、粉じん（石綿粉じんに限る。）の処理について鉱業権者が講ずべき措置は、第十条に定めるもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 石綿粉じん発生施設においては、散水設備及び集じん機の設置、防じんカバーの取付け、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内への設置その他の石綿粉じんによる鉱害を防止するための措置を講ずること。
- 二 石綿粉じん発生施設を設置する鉱山の敷地の境界線における石綿粉じんの大気中の濃度は、大気汚染防止法第十八条の五の敷地境界基準に適合すること。
- 三 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省、通商産業省令第一号）第十六条の三第一号の環境大臣が定める方法により前号の石綿粉じんの大気中の濃度を六月を超えない作業期間ごとに一回以上測定し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

四 石綿粉じん発生施設又は石綿粉じん処理施設において、故障、破損その他の事故が発生し、石綿粉じんによる鉱害が発生したときは、応急の措置を講じ、かつ、速やかにその事故を復旧すること。

第四十条 法第十九条の規定に基づき、鉱業権者が保安規程に定めなければならない内容は、次に掲げる事項とする。

一 保安管理体制

イ 保安管理体制の構成

ロ 保安管理体制を構成する者のそれぞれの職務の範囲（請負を含む。）

二 法第二十八条に規定する保安委員会（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があった場合を除く。）

イ 委員の選任方法

ロ 開催頻度

ハ 審議結果の記録に関する事項

三 鉱山労働者代表（法第三十一条第一項に規定する鉱山労働者代表の届出があった場合に限る。）

イ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第十九条第四項の規定による鉱山労働者代表の意見の聴取結果の記録に関する事項

ロ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十条の規定による鉱山労働者代表への通知結果の記録に関する事項

ハ 法第三十二条の規定により読み替えて適用される法第三十一条の規定による鉱山労働者代表との協議結果の記録に関する事項

四 保安を推進するための活動

イ 保安を推進するための活動の実施体制及び内容

ロ 保安を推進するための活動の記録に関する事項

五 法第十条第一項及び第二項に規定する保安教育

イ 教育の対象者、程度及び方法

ロ 再教育の程度及び方法

ハ 教育の記録に関する事項

六 災害時の対応

イ 連絡体制

ロ 退避の方法

ハ 罹災者の救護方法

ニ 退避及び救護の訓練の実施方法

ホ 災害の発生に備えるための各作業場又は施設における措置

七 第三条から第二十二條まで、第二十四条（次号に掲げる事項を除く。）、第二十五条、第二十六条及び第二十九条の規定による鉱業権者が講ずべき措置について、それを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項

八 海洋施設における油又は有害液体物質の処理

イ 油又は有害液体物質の処理方法

ロ 大量の油又は有害液体物質の海洋への排出があったとき又は排出のおそれが生じたときの措置であって、次に掲げる事項

(1) 報告を行うべき場合、報告すべき内容、報告先その他報告に係る遵守すべき手続

(2) 防除措置の内容及びこれを講ずるために必要な組織、器材等

(3) 防除措置を講ずるため、当該鉱山にいる者その他の者が直ちにとるべき措置

- (4) 防除措置を講ずるため、当該鉱山における措置に関する関係機関等との調整に係る手続及び当該鉱山における連絡先
 - ハ 油又は有害液体物質の海洋への排出に係る記録に関する事項
 - 九 研修及び見学
 - イ 実務研修（研修生に鉱山の施設を使用させ、及び坑道の掘削その他の作業に従事させることにより技術、技能又は知識を修得させる研修をいう。以下同じ。）中の保安確保に関する事項
 - ロ 実務研修を受ける者の教育に関する事項
 - ハ 実務研修の内容に関する事項
 - ニ 見学者に対する保安確保に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか、高所作業場からの墜落防止、埋没の防止、はい作業（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷の積み卸し作業をいう。）に係る危害防止、共同作業時の連絡体制その他の現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容
 - 十一 保安を確保するための措置の評価方法
 - イ 現況調査を実施する体制
 - ロ 措置の実施状況を確認する体制及びその時期
 - ハ 措置の内容を評価する体制及びその時期
 - ニ ロの確認結果又はハの評価結果の記録に関する事項
 - 十二 前号の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関する事項
- 2 保安規程の経済産業大臣への届出は、産業保安監督部長を経由して行うことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（１９７０年法律第１３７号）（抄）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

１～４ （略）

５ この法律において「特別管理産業廃棄物」とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものをいう。（以下略）

第十二条の二 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる特別管理産業廃棄物を定めた場合における当該特別管理産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

２ 事業者は、その特別管理産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「特別管理産業廃棄物保管基準」という。）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

６ その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場ごとに、当該事業場に係る当該特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。ただし、自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる事業場については、この限りでない。

第十五条の四の四 石綿が含まれている産業廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物として環境省令で定めるものの高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、環境大臣の認定を受けることができる。

一 当該無害化処理の内容が、当該産業廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

二 当該無害化処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

三 前号に規定する者が設置し、又は設置しようとする当該無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（１９７１年法律第３００号）（抄） （特別管理産業廃棄物）

第二条の四 法第二条第五項（ダイオキシン類対策特別措置法第二十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

１～４ （略）

５. 特定有害産業廃棄物（次に掲げる廃棄物をいう。以下同じ。）

へ 廃石綿等（廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けら

れ、又は含むものの除去を行う事業をいう。)に係るもの(輸入されたものを除く。)、別表第3の1の項に掲げる施設において生じたもの(輸入されたものを除く。)及び輸入されたもの(事業活動に伴つて生じたものに限る。)であつて、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるものをいう。以下同じ。) (以下略)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

イ～ニ (略)

ホ 石綿が含まれている一般廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有一般廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、石綿含有一般廃棄物が、破碎することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、又は運搬すること。(以下略)

第六条 法第十二条第一項の規定による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物以外のものに限るものとし、法第二条第四項第二号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものを除く。以下この項(第三号イ及び第四号イを除く。)において同じ。)の収集、運搬及び処分(再生を含む。)の基準は、次のとおりとする。

1 産業廃棄物の収集又は運搬に当たつては、第三条第一号イからニまでの規定の例によるほか、次によること。

イ (略)

ロ 石綿が含まれている産業廃棄物であつて環境省令で定めるもの(以下「石綿含有産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を行う場合には、第3条第1号ホの規定の例によること。(以下略)

第七条 法第十五条第一項の政令で定める産業廃棄物の処理施設は、次のとおりとする。

1～11 (略)

11の2 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設

(以下略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(1971年厚生省令第35号) (抄)

第一条の三の三 令第三条第一号ホの規定による環境省令で定める一般廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた一般廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するものとする。

第七条の二の三 令第六条第一項第一号ロの規定による環境省令で定める産業廃棄物は、工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じた産業廃棄物であつて、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの(廃石綿等を除く。)とする。

第八条の十三 法第十二条の二第二項の規定による特別管理産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

一 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

イ 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設け

られていること。
(以下略)

大気汚染防止法（1968年法律第97号）（抄）

第十八条の五 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準（以下「敷地境界基準」という。）は、特定粉じん発生施設を設置する工場又は事業場における事業活動に伴い発生し、又は飛散する特定粉じんが工場又は事業場から大気中に排出され、又は飛散するものについて、特定粉じんの種類ごとに、工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度の許容限度として、環境省令で定める。

第十八条の六 特定粉じんを大気中に排出し、又は飛散させる者は、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
- 三 特定粉じん発生施設の種類
- 四 特定粉じん発生施設の構造
- 五 特定粉じん発生施設の使用の方法
- 六 特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法（以下略）

第十八条の八 都道府県知事は、第十八条の六第一項又は第三項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん発生施設が設置される工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更（同条第三項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は同条第一項の規定による届出に係る特定粉じん発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

第十八条の十一 都道府県知事は、特定粉じん排出者が排出し、又は飛散させる特定粉じんの当該工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の濃度が敷地境界基準に適合しないと認めるときは、当該特定粉じん排出者に対し、期限を定めて当該特定粉じん発生施設の構造若しくは使用の方法の改善若しくは特定粉じんの処理の方法若しくは飛散の防止の方法の改善を命じ、又は当該特定粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることができる。

第十八条の十二 特定粉じん排出者は、環境省令で定めるところにより、その工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の特定粉じんの濃度を測定し、その結果を記録しておかななければならない。

第十八条の十四 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

第十八条の十五 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類及び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、環境省令で定める。

第十八条の十六 都道府県知事は、前条第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から十四日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

第十八条の十七 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

第十八条の十八 都道府県知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。